

青梅市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

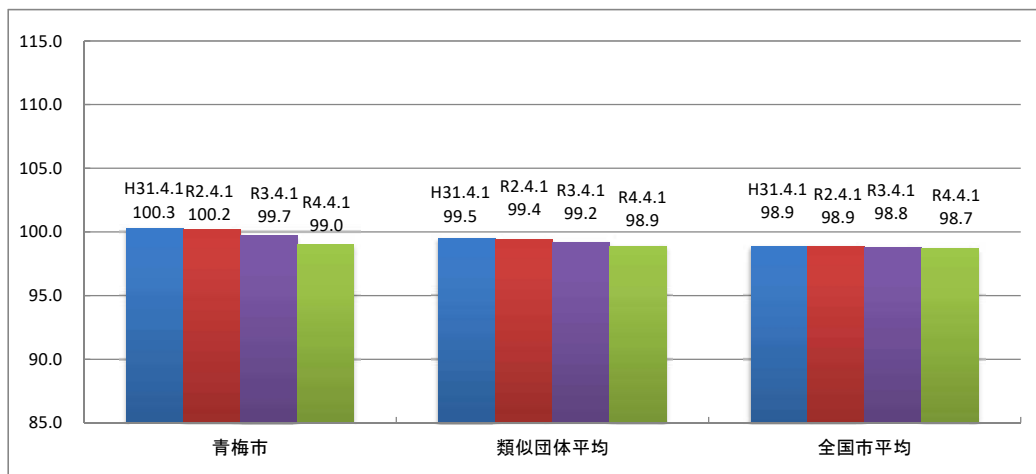
区 分	住民基本台帳人口 令和4年1月1日	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	人 131,124	千円 58,615,463	千円 2,872,806	千円 7,388,352	% 12.6	% 10.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)Ⅲ－3平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 625	千円 2,493,742	千円 805,508	千円 1,074,147	千円 4,373,397	千円 6,997	千円 6,357

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- ※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与	公務員給与	較差	勧 告		
	A	B	A-B	(改定率)		
3 年度	円	円	△103 円	%	%	%
	402,795	402,898	(△0.03 %)	0.00	0.00	0.00

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスバイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合	公務員の 支給月数	較差	勧 告		
	A	B	A-B	(改定月数)		
3 年度	月	月	月	月	月	月
	4.45	4.55	△0.10	△0.1	4.45	4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【 ☒ 実施 ☐ 未実施 ☐ 】

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、平均1.7%引下げた（東京都の給料表に準拠した改定内容）。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施した。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国基準15%に対し、青梅市においても15%を支給。 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は12%、給与改定後は平成27年4月に遡及し13%、平成28年4月1日からは15%を支給。					
(参考)					
	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度～令和3年度の支給割合	令和4年度の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後		
国基準による支給割合	10%	11%	13%	15%	15%
青梅市の支給割合	10%	12%	13%	15%	15%

③その他の見直し内容

・扶養手当の特定期間（満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）にある子の加算額を4,500円から4,000円に減額（東京都の制度に準拠した）。
・特殊勤務手当（じんかい処理施設作業手当、福祉現業手当）の月額3,000円から日額150円に見直し。
（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（4年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
青梅市	42.9 歳	313,100 円	421,939 円	380,395 円
東京都	42.3 歳	316,417 円	453,549 円	398,484 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
類似団体	42.0 歳	314,081 円	402,611 円	364,751 円

②一般技能職

区 分	公 務 員				民 間			参考
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
青梅市	57.9 歳	328,600 円	386,634 円	380,838 円	—	—	—	—
うち 学 校 給 食 員	57.9 歳	349,400 円	407,353 円	403,579 円	飲食物調理従事者	41.2 歳	292,500 円	1.39
うち 清 掃 職 員	61.7 歳	222,400 円	259,634 円	255,800 円	廃棄物処理業	47.0 歳	306,000 円	0.85
うち 用 務 員	59.0 歳	331,300 円	391,695 円	383,467 円	用務員	49.1 歳	236,600 円	1.66
東京都	50.4 歳	288,149 円	388,154 円	356,026 円	—	—	—	—
国	51.1 歳	286,570 円	—	328,416 円	—	—	—	—
類似団体	52.6 歳	321,221 円	377,100 円	359,636 円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
青梅市	—	—	—
うち 学 校 給 食 員	6,665,236 円	3,896,600 円	1.71
うち 清 掃 職 員	4,015,408 円	4,266,500 円	0.94
うち 用 務 員	6,546,640 円	3,187,900 円	2.05

(注) 1 「平均給料月額」とは、4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

※ 民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」（賃金センサス）において公表されているデータを使用したものである。（平成元年度から令和3年度までの3ヶ年平均）
※ 一般技能職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(賃金センサス)

賃金センサスとは、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を明らかにすることを目的に厚生労働省が実施する調査です。

一般技能職の給与については、総務省通知に基づき、総務省が提供する賃金センサスに基づく民間類似職種の賃金と比較しておりますが、賃金センサスにおいては、公務員類似でない産業のデータを含んでいることや日々雇用者等のデータも含んでいる等の違いがあり、単純に比較することは適切ではありませんが、民間の給与水準として参考に記載しています。

(2) 職員の初任給の状況（4年4月1日現在）

区 分	青 梅 市	東 京 都	国
一般行政職	大 学 卒 183,700 円	183,700 円	182,200 円
	高 校 卒 145,600 円	145,600 円	150,600 円
一般技能職	高 校 卒 143,000 円	143,000 円	—
	中 学 卒 —	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（4年4月1日現在）

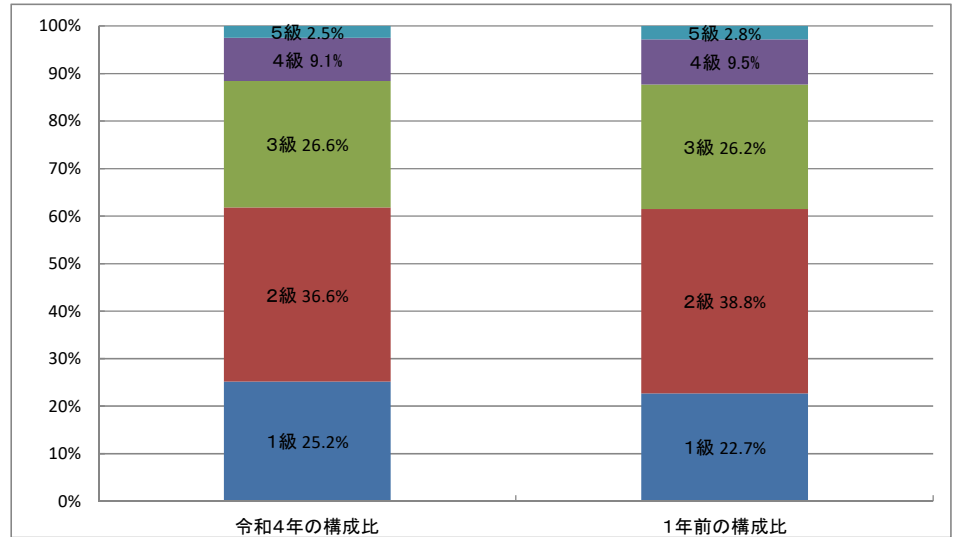
区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒 284,522 円	304,911 円	382,080 円
	高 校 卒 —	—	—
一般技能職	高 校 卒 —	—	—
	中 学 卒 —	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

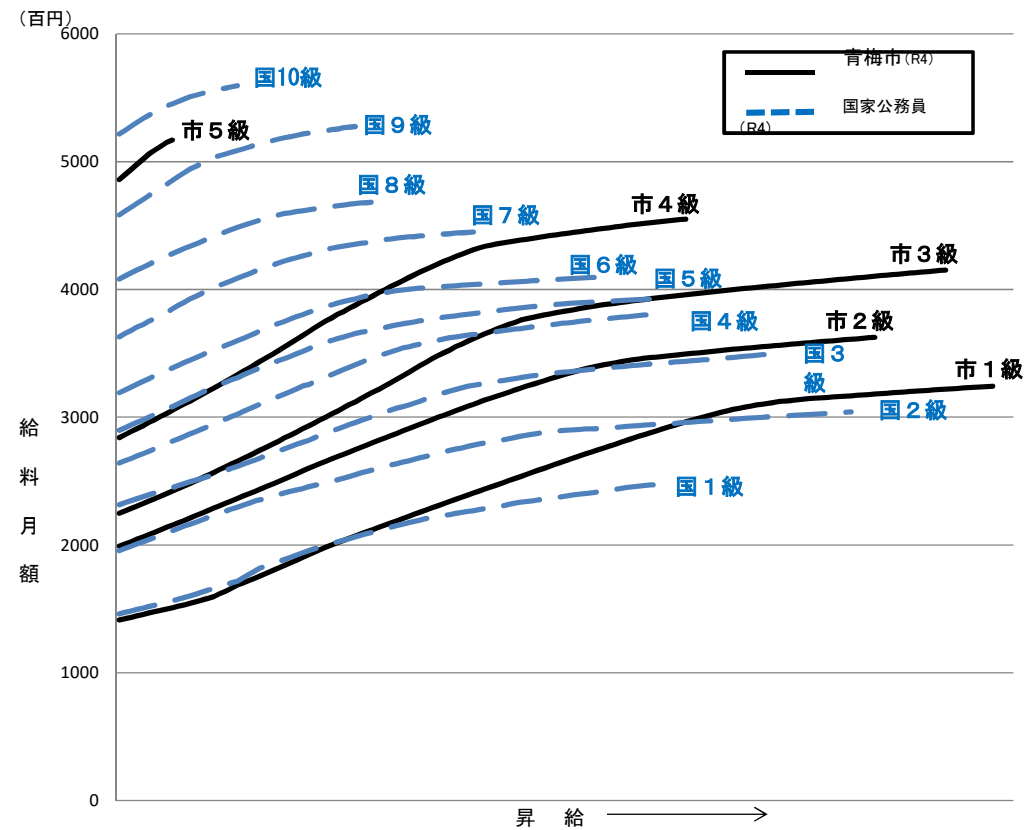
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
5級	部長	13人	2.5%
4級	課長	47人	9.1%
3級	係長	137人	26.6%
2級	主任	189人	36.6%
1級	主事	130人	25.2%

(注) 1 青梅市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（青梅市）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

青 梅 市		東 京 都		国	
1人当たり平均支給額（3年度） 1,578 千円		1人当たり平均支給額（3年度） 1,788 千円		—	
（3年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.05 月分 （ 1.35 ）月分 （ 1.00 ）月分		（3年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.05 月分 （ 1.35 ）月分 （ 1.00 ）月分		（3年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.90 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.90 ）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 職務段階等加算 3～20%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 職務段階別加算 3～20% ・ 管理職加算 15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%	

- （注）1 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。
2 役職により期末手当・勤勉手当の配分が異なる。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（青梅市）

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（4年4月1日現在）

青 梅 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.00 月分	23.00 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	43.00 月分	43.00 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 （退職時特別昇給）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～4.5%）		
1人当たり平均支給額 6,104 千円 22,500 千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		421,878 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		561 千円	
支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
15 %	752 人	15 %	

(4) 特殊勤務手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）	1,595 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	24,159 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）	8.1 %	
手当の種類（手当数）	8	
手当の名称	主な支給対象職員・業務	左記職員に対する支給単価
賦課、徴収事務手当	庁外において市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料ならびに下水道事業受益者負担金の賦課に従事した者	日額 150円
	庁外において市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料ならびに下水道事業受益者負担金の徴収および滞納処分に従事した者	日額 420円
防疫作業手当	感染症防疫作業に従事した者	日額 300円
行旅死病人取扱手当	行旅死亡人の取扱いに従事した者	1回 3,000円
	行旅病人の救護に従事した者	日額 1,000円
へい獣処理手当	へい獣の処理に従事した者	日額 200円
じんかい処理施設作業手当	常時じんかい処理施設に機械操作に従事した者	日額 150円
福祉現業手当	生活保護および福祉の増進にかかる著しく困難な措置、訪問および相談に従事した者	日額 150円
	重症精神患者の移送に従事した者	日額 150円
	孤立死等で発見された死亡人の取扱いに従事した者	1回 3,000円
危険業務手当	爆発物等の危険物および劇毒薬を使用する作業ならびに電気設備等の相当危険な修繕作業に従事した者	日額 150円
医師手当	健康センターにおいて診療業務に従事する医師および歯科医師	経験年数により 月額 100,000、120,000 150,000、170,000 180,000、200,000

(5) 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	257,425 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	371 千円
支給実績（2年度決算）	150,388 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	216 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
扶養手当	配偶者 6,000円（3,000円） 子ども 9,000円 その他の親族 6,000円（3,000円） ※()内は、課長職 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき4,000円を加算	異	52,255 千円	196,447 円
住居手当	管理職を除く35歳未満の世帯主等（借家・借間） 15,000円	異	16,004 千円	153,885 円
通勤手当	運賃相当額	同	36,566 千円	66,971 円
管理職手当	課長 80,000円 担当部長 92,600円 部長 106,500円	異	71,866 千円	998,139 円

5 特別職の報酬等の状況（4年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	1,010,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 市 長	880,000 円	1,030,000 円 / 686,000 円	
報 酬	議 長	625,000 円	760,000 円 / 450,000 円	
	副 議 長	560,000 円	670,000 円 / 390,000 円	
	議 員	530,000 円	620,000 円 / 370,000 円	
期 末 手 当	市 長	(3年度支給割合)		
	副 市 長	4.45 月分		
	議 長	(3年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	4.45 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額 × 勤続1年につき 330 / 100	13,332,000 円	任期毎
	備 考	給料月額 × 勤続1年につき 277 / 100	9,750,400 円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

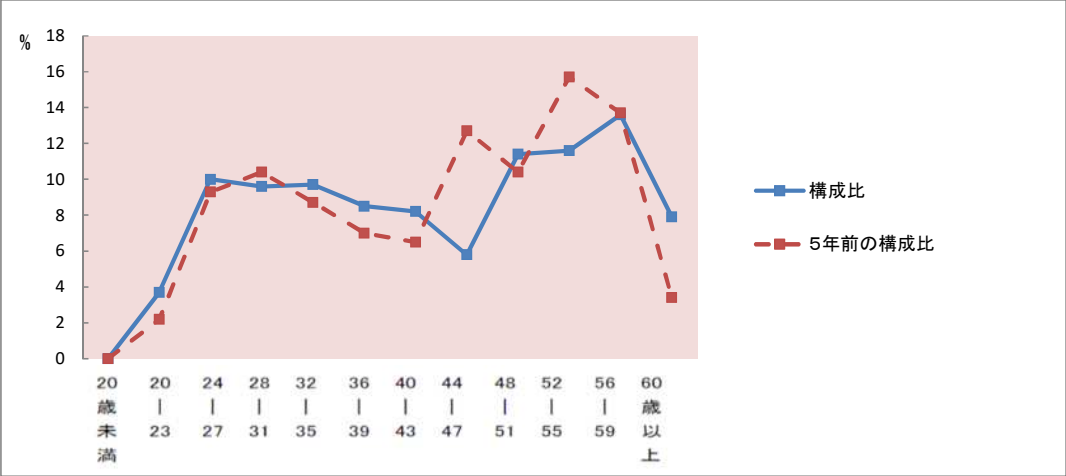
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年	令和3年		
普 通 会 計 部 門	議会	11	11	0	
	総務	195	185	10	増員、欠員補充等
	税務	53	52	1	欠員補充
	民生	98	97	1	増員
	衛生	55	58	△ 3	減員
	農林水産	11	12	△ 1	過員解消
	商工	12	10	2	欠員補充、派遣職員受入
	土木	100	98	2	業務増
	計	535	523	12	<参考> 人口1万人当たり職員数 40.80 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数46.87人)
	教育部門	102	102	0	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	小 計	637	625	12	<参考> 人口1万人当たり職員数 48.58 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数61.27人)
	病院	796	805	△ 9	診療部門における減員
	下水道	25	24	1	業務増
	その他	62	63	△ 1	管理職ポストの取扱変更
	小 計	883	892	△ 9	
合 計		1,520 [1,619]	1,517 [1,619]	3 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 115.92 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（4年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳〜23歳	24歳〜27歳	28歳〜31歳	32歳〜35歳	36歳〜39歳	40歳〜43歳	44歳〜47歳	48歳〜51歳	52歳〜55歳	56歳〜59歳	60歳以上	計
職員数	0人	26人	71人	68人	69人	60人	58人	41人	81人	82人	96人	56人	708人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	29年	30年	元年	2年	3年	4年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	520	510	505	518	523	535	15 (2.9 %)
教育	126	124	117	116	102	102	△ 24 (△ 19.0 %)
普通会計	646	634	622	634	625	637	△ 9 (△ 1.4 %)
公営企業 等会計	845	853	858	870	892	883	38 (4.5 %)
総合計	1,491	1,487	1,480	1,504	1,517	1,520	29 (1.9 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B		
3年度	千円	千円	千円	%	%
	17,944,202	1,489,929	7,356,472	41.0	42.2

	職員数 A	与 費				一人当たり	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費	B/A
3年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
	777	2,876,581	1,748,729	1,275,148	5,900,458	7,594	

(参考)市町村病院事業職員 一人当たり給与費
千円
7,079

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（4年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
医 師	39.1 歳	396,542 円	769,908 円
看 護 師	39.7 歳	315,920 円	511,905 円
事 務 職 員	47.4 歳	252,860 円	361,045 円
市 町 村 病 院 事 業 平 均			
医 師	43.2 歳	562,230 円	1,406,363 円
看 護 師	40.9 歳	295,726 円	479,885 円
事 務 職 員	45.8 歳	319,676 円	500,517 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢、基本給及び平均月収額は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

青梅市（病院事業）				青梅市（一般行政職）			
1人当たり平均支給額（3年度）				1人当たり平均支給額（3年度）			
1,676 千円				1,578 千円			
（3年度支給割合）				（3年度支給割合）			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.40 月分		2.05 月分		2.40 月分		2.05 月分	
（ 1.35 ）月分		（ 1.00 ）月分		（ 1.35 ）月分		（ 1.00 ）月分	
（加算措置の状況）				（加算措置の状況）			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・ 職務段階等加算 3～20%				・ 職務段階等加算 3～20%			

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
2 役職により期末手当・勤勉手当の配分が異なる。

イ 退職手当（4年4月1日現在）

青梅市（病院事業）				青梅市（一般行政職）			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	23.00 月分	23.00 月分		勤続20年	23.00 月分	23.00 月分	
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分		勤続25年	30.50 月分	30.50 月分	
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分		勤続35年	43.00 月分	43.00 月分	
最高限度	43.00 月分	43.00 月分		最高限度	43.00 月分	43.00 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
1人当たり平均支給額	2,106 千円	20,278 千円		1人当たり平均支給額	6,104 千円	22,500 千円	

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）			455,689 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）			586 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全職員	15 %	796 人	15 %

エ 特殊勤務手当（４年４月１日現在）

支給実績（３年度決算）		734,481 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）		— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（３年度）		— %
手当の種類（手当数）		26
手当の名称	主な支給対象職員・業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	感染症防疫作業に従事した者	日額 300円
危険業務手当	電気技術および一般業務の業務に従事する職務にある職員で、これらの職員が管理する電気設備等の分解、取替え、修理またはこれらの作業に伴う試験調整作業に従事した者	日額 150円
年末年始勤務手当	一般事務、医療事務、土木技術、建築技術、機械技術および電気技術の職務に従事する職員以外の職員で年末年始に勤務した者（宿直勤務または日直勤務従事者を除く。）	従事時間（１日） 3時間30分以上7時間30分未満 日額 4,500円 7時間30分以上 9,000円
ヘリコプター搭乗手当	ヘリコプターに搭乗し、救急業務に従事した医師	1回 10,000円
	ヘリコプターに搭乗し、救急業務に従事した救急救命士および看護師	1回 5,000円
救急車搭乗手当	救急車等に搭乗し、救急業務に従事した医師	1回 5,000円
	救急車等に搭乗し、救急業務に従事した救急救命士および看護師	1回 2,500円
危険手当	(1) 専ら精神病棟に勤務し、看護業務または作業療法に従事した看護職員、看護補助者および作業療法士 (2) 専ら細菌、その他感染の危険のある業務に従事した臨床検査技師および血液浄化センターに勤務した臨床工学技士 (3) 精神病棟および感染症病床において診断、治療看護または病室内において事務に従事した者ならびに感染症病床において作業に従事した者 (4) レントゲン、コバルト装置等の操作または補助業務に従事した者 (5) 血液浄化センターにおいて透析業務に従事した看護職員	日額 200円
	(6) 新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。以下同じ。）に対し、必要な感染防護具を着用し、直接治療、検査または看護の業務に従事した者	1,000円 ただし、令和2年2月1日同年12月24日までの間の勤務にかかる支給額は、1勤務につき3,000円とし、同年12月25日から当分の間の勤務にかかる支給額は、1勤務につき5,000円とする。
	(7) 新型コロナウイルス感染症患者にかかる感染リスクのある作業に従事した者（前号に掲げる者を除く。）	500円 ただし、令和2年2月1日同年12月24日までの間の勤務にかかる支給額は、1勤務につき1,500円とし、同年12月25日から令和3年3月31日までの間の勤務にかかる支給額は、1勤務につき2,000円とする。
医師手当	診療業務に従事する医師および歯科医師	医師免許取得後 20年未満 180,000円 20年以上 200,000円 ただし、管理者が特別に加算が必要と判断した場合は上記の金額に100分の200を限度として管理者が定めた率を乗じた額
麻酔手当	全身麻酔を行う業務に従事した医師	診療報酬点数表により算定した麻酔料の100分の5の額の範囲内で管理者が定めた額
分べん手当	分べん業務に従事した産婦人科の医師	正規の勤務時間内 10,000円 正規の勤務時間外、休日 20,000円 1分べん 正規の勤務時間外、休日にハイリスクまたは緊急処置に要した場合 40,000円
	休日および診療時間外に産婦人科医師の要請にもとづき分べん業務に従事した小児科医師	1分べん 10,000円

診療業務手当	正規の勤務時間外および休日の診療業務に直接従事した医師	従事時間が1時間以内 2,000円 1時間を超える場合30分ごとに 1,000円を加算 ただし、深夜時間帯は単価に100分の 150を乗じた額
	呼出しを受けて休日等の救急業務に従事した医療技術系の職員 で、管理職手当の支給を受ける者	従事時間が1時間以内 1,000円 1時間を超える場合30分ごとに 500円を加算 ただし、深夜時間帯は単価に100分の 150を乗じた額
救急診療業務手当	正規の勤務時間が夜間および休診日に割り振られて救急診療業務 に従事した救急科医師、小児科医師および管理者が指定した医師	1勤務 40,000円
緊急登院手当	呼出しを受けて休日等の救急業務に従事した医師	1回 5,000円
	呼出しを受けて休日等の救急業務に従事した診療放射線技師、臨 床検査技師、臨床工学技士および看護職員	1回 2,000円
助産師手当	分べん介助に従事する助産師	日額 100円
夜間看護手当	助産師および看護職員で、正規の勤務時間による勤務の一部また は全部が夜間において行われる看護等の業務に従事した者	午後10時から午前5時ま での間に従事した場合 6,000円 午後5時から午後10時ま での間に4時間以上従事し た場合（午後10時以降も引続 き勤務した場合を除く。） 2,000円 1勤務 ただし、小学校就学の始期 に達するまでの子を夜間保 育所に預け2交替制勤務に おける夜間帯に従事した場 合は1勤務につき13,000円 を加算する。また、3交替 制勤務および4交替制勤務 における夜間帯に従事した 場合は1勤務につき10,500 円を加算する。
交替制勤務者業務手当	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が夜間において行わ れる業務に従事した診療放射線技師、臨床検査技師および救急救 命士	午後10時から午前5時ま での間に従事した場合 4,000円 1勤務
中央手術室勤務手当	診療局中央手術室において手術の介助に従事する看護職員	日額 100円
自宅待機手当	休日等の救急業務に備えて自宅待機を命ぜられた医師	午前8時30分から午後5時 15分までの間待機した場合 6,000円 午後零時から午後5時15分 までの間待機した場合 3,000円 午後5時15分から翌日の午 前8時30分までの間待機し た場合 6,000円 1回
	休日等の救急業務に備えて自宅待機を命ぜられた診療放射線技師 および臨床工学技士	午前8時30分から午後5時 15分までの間待機した場合 4,000円 午後零時から午後5時15分 までの間待機した場合 2,000円 午後5時15分から翌日の午 前8時30分までの間待機し た場合 4,000円 1回
緊急手術手当	救急外来患者および病状が急変した入院患者について、手術室 （血管造影室および内視鏡室を含む。）において手術（診療時間 外に手術が開始されたものに限る。）に従事した医師	術者 手術1回につき、診療報酬点数表 により算定した手術料の100分の5の 額 助手 手術1回につき、診療報酬点数表 により算定した手術料の100分の2の 額
画像診断手当	画像診断を専ら担当した医師（専ら画像診断を担当した経験を10 年以上有する者または専門医に限る。）	診療報酬点数表の画像診断 管理加算2に関する画像診 断 100円 1件
派遣手当	東京都地域医療支援ドクター事業により派遣された医師	10,000円 ただし、1月につき25日分 を上限とする。 日額
主治医手当	入院患者を担当した医師（退院時に担当していた医師に限る。）	入院患者1人につき1日200円 ただし、退院時要約を患者の退院日 の翌日から起算して14日を超えて診 療情報管理室に提出した場合は、入 院患者1人につき1日100円 ただし、支給期間は、患者1人につ き90日を上限とする。

新生児担当医手当	新生児特定集中治療室において新生児を担当した医師	新生児特定集中治療室に入院する新生児 1 人につき10,000円 ただし、入院初日に限り支給する。
緊急入院患者診療手当	宿直および日直を命ぜられた時間帯において緊急入院患者を診療した救急科、小児科および管理者が指定した医師を除く医師	入院患者 1 人につき3,000円
病理診断手当	病理診断を専ら担当した医師（専ら病理診断を担当した経験を 7 年以上有する者または専門医に限る。）	診療報酬点数表の病理診断管理加算 1 または 2 に関する病理診断 1 件につき100円
特定看護分野従事手当	(1) 診療看護師の資格を有する看護師が、診療看護の業務に専ら従事したとき。	日額 3,000円以内で管理者が定めた額
	(2) 看護師が、医療安全対策、感染管理その他特定の看護分野（以下「特定の看護分野」という。）にかかる業務のうち、医療安全管理者、感染管理担当その他の業務（管理者が定めるものに限る。）に専ら従事したとき。	日額 2,500円以内で管理者が定めた額
	(3) 病棟等に勤務する看護師が、特定の看護分野にかかる業務のうち、院内感染防止対策の推進その他の業務（管理者が定めるものに限る。）に従事したとき（(2)に規定する場合を除く。）。	日額 700円以内で管理者が定めた額
看護職員手当	助産師および看護職員	月額 4,000円

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (3 年 度 決 算)	187,945 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (3 年 度 決 算)	272 千円
支 給 実 績 (2 年 度 決 算)	147,065 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (2 年 度 決 算)	217 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,000円 (3,000円) 子ども 9,000円 その他の親族 6,000円 (3,000円) ※()内は、課長職 満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子1人につき4,000 円を加算	同		56,273 千円	216,435 円
住居手当	管理職を除く35歳未満の世帯主 等（借家・借間） 15,000円	同		16,513 千円	161,892 円
通勤手当	運賃相当額	同		43,501 千円	75,392 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時 から翌日の午前5時までの間に勤 務する職員に対し、勤務 1 時間 当たりの給与額の25/100	同		66,749 千円	145,423 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間にお いて宿直勤務または日直勤務に 従事した職員に対し、 勤務 1 回につき、医師30,000円 以内、看護師長以上の職にある 者16,000円以内、その他の職員 14,000円以内を支給する。 ただし、勤務時間が 5 時間未満 の場合は、その勤務 1 回につき 当該手当の 2 分の 1 の額とす る。 ※小学校就学の始期に達するま での子を夜間保育所に預け、宿 日直勤務に従事した医療職給料 表(一)または療職給料表(三)の 適用を受ける職員については、 前項に定める額に13,000円を加 算	異	宿直勤務または 日直勤務を命ぜ られた職員に は、その勤務 1 回につき13,000 円以内を宿日直 手当として支給 する。ただし、 宿直勤務または 日直勤務にかか る勤務時間が 5 時間未満の場 合は、その勤務 1 回につき 2 分の 1 の額とする。	73,643 千円	608,620 円
管理職手当	院長 140,800円、副院長・診療 局長・救命救急センター長 135,100円、事務局長・看護局 長・部長・室長（医療職）・セ ンター長 106,500円、副部長・ 副室長 96,900円、担当部長 92,600円、薬剤部長・看護局次 長・課長・主幹・室長（行政 職） 80,000円、科長・看護師 長 70,000円、医長 67,000円	同		120,932 千円	959,778 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、 採用による欠員の補充が困難で あると認められる職に新たに採 用された職員に対して支給す る。	—		5,450 千円	43,600 円